

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ロ)認定書について

1. 認定要件

- (①) 国が指定した業種である。
- (②) 【個人事業者の場合】事業実態のある事業所(店舗等)が伊丹市内にある。
【法人の場合】登記上の住所地又は事業実態のある事業所が伊丹市内にある。
- (③) 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、販売価格又は役務の提供の価格の引上げが著しく困難であるため、売上高に占める原油等の仕入価格の割合が上昇していることの要件を満たしていること。

[単一事業者の場合]

営んでいる事業が指定業種(日本産業分類の細分類ベース)であること。

以下の要件をすべて満たしていること。

- ① 最近1か月間における原油等の平均仕入単価が前年同月より20%以上上昇していること。
- ② 最近1か月間における売上原価に占める原油の仕入れ価格の割合が20%以上であること。
- ③ 最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期より上回っていること。

※申請書は様式第5-ロー①を使用してください。

[兼業者の場合]

◇ 要件1

営んでいる事業が属する細分類業種が全て指定業種であることが確認できる場合は、企業全体について、単一事業者の場合と同様の要件を満たしていること。

※申請書は様式第5-ロー①を使用してください。

◇ 要件2

上記要件1に該当しない場合であって、営んでいる複数の事業のうち、主たる事業が指定業種であることが確認できる場合は以下の要件をすべて満たしていること。

- ① 最近1か月における主たる事業及び企業全体の原油等の平均仕入単価が前年同月比でいずれも20%以上上昇していること。
- ② 主たる事業及び企業全体の売上原価のうち、原油等の仕入価格の割合がいずれも20%以上を占めること。
- ③ 最近3か月間における主たる事業及び企業全体の売上高に占める原油等の仕入価格の割合がいずれも前年同期より上回っていること。

※申請書は様式第5-ロー②を使用してください。

◇ 要件 3

上記要件 2 に該当しない場合であって、以下のいずれをも満たす場合。

- ① 最近 1 か月における指定業種の原油等の平均仕入単価が前年比で 20% 以上上昇していること。
- ② 企業全体の売上原価のうち、指定業種の原油等の仕入価格の割合が 20% 以上であること。
- ③ 最近 3 か月間における指定業種の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期比で上回っていること。
- ④ 最近 3 か月における企業全体の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、前年同期より上回っていること。

※申請書は様式第 5-ロー③を使用してください。

※最近 3 か月間とは、申請月を含めて過去 5 か月間以内の連続した 3 か月間となります。

2. 提出書類

次の書類を提出してください。

①	認定申請書(様式第 5-ロ)	
②	売上高等申告書	
③	各月売上高等を確認できるもの(試算表、売上台帳等)	署名捺印必要
④	原油等の仕入価格が分かる書類	
⑤	許認可証の写し(許認可を必要とする業種の場合)	
⑥	委任状(代表者以外が来られる場合)	
⑦	個人事業者の場合	直近分の確定申告書の写し
⑧	法人の場合	直近分の決算書の写し
⑨		履歴事項全部証明書の写し

※①～⑥は、個人事業者・法人どちらも共通で必要です。

※①②⑥は、伊丹市ホームページよりダウンロードできます。

3. 有効期間

認定書の有効期間は 30 日以内です。市が認定した日から 30 日以内にセーフティネット保証の申込みを行ってください。

※認定基準に合わない場合や書類不備等がある場合などは、認定できません。

4. 申込先・問合せ先(郵送可)

伊丹市千僧 1 丁目 1 番地

伊丹市都市活力部産業振興室商工労働課(市庁舎 4 階)

TEL: 072(784)8047 FAX: 072(784)8048